

平成25年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹

企画環境経済部長	大橋雅文
住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	浅井将利

1. 議事日程（第1号）

平成25年9月6日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第4号報告 平成24年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第5 第5号報告 平成24年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第6 第48号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第7 第49号議案 笠松町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第50号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第51号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第10 第52号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第53号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 第54号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第13 第55号議案 平成24年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第56号議案 平成24年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第57号議案 平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第58号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第59号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 第60号議案 平成24年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

開会 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成25年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 尾 関 俊 治 議員

8番 安 田 敏 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（浅野薫夫君） おはようございます。

監査委員より、平成24年度5月分及び25年度5月分、6月分、7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしました。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、私から諸般の報告で、まず第1点が笠松中学校の新屋内運動場の建設工事、この中の電気設備あるいは機械設備の工期延長に関してであります。これが1件と、その後、工事請負契約の締結であります。この第4水源地の機械電気計装等の更新工事が1件、下羽栗小学校のトイレの改修工事が1件、そして羽島用水のパイプライン上部利用の整備工事が2件、それぞれございます。そしてまた下水道工事、この下49工区に伴う配水管と配水補助管の布設がえ工事が1件、下水道工事の下51工区に伴う配水管布設がえ工事が1

件、下羽栗処理分区の48工区、50工区、51工区の管渠の埋設工事がそれぞれ1件ずつで、合計10件であります。この工期あるいは契約金額、契約の相手方、そしてまた工事内容等の詳細につきましては、議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページから18ページをお目通しいたきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 以上、御了承願います。

○町長（広江正明君） 議長、済みません、ちょっと諸般の報告の中で報告漏れが1つあります。

○議長（岡田文雄君） じゃあ、町長お願いします。

○町長（広江正明君） 大変申しわけございません。

初めに、開会のときにもちょっと御挨拶させていただいたんですが、9月4日の豪雨に係る職員の動員体制及び被害状況等の御報告だけさせていただきたいと思っております。

まず、職員の動員体制に対しては、9月4日の午後1時44分に大雨洪水警報が発令をされましたから、この午後1時44分の時点では、第2次情報収集体制、職員9名でとることになっておりますが、その第2次体制をしかせていただいて情報を収集させていただきました。

そして、その後、午後2時半過ぎごろから風雨が強くなって、午後4時に大変大きな雨が降り出したと同時に、時間雨量が100ミリを超えるような雨でありましたが、そういう雨が降ってまいりましたので、午後4時3分に私どもは警戒態勢をとって42名の職員で対応し、そしてまたその後午後5時半には、職員全員に待機指示をして、災害に対しての情報収集や現場確認等を行ってまいりました。

そして、午後5時45分に私どもは災害対策本部を設置して、120名体制で災害対策の体制をとらせていただきました。そして、午後7時ごろには大体風雨も弱まってまいりましたから、また全員の体制を解いて、今度は前の42名の警戒態勢で進めていくことにしました。そして、午後8時41分に大雨洪水警報が解除されましたから、同時に災害対策本部も解散をさせていただきました。

そういう中で、町民の皆さんからのいろんな情報や災害状況等を見回った中に、最終的には翌日の9月5日に全町内会長さんに災害状況等を確認させていただいて、情報の取りまとめをさせていただきましたところ、床下浸水が5カ所で6世帯ございました。この件に関しては、早速9月5日の朝に職員がそれぞれ配置をして、浸水箇所のお宅を回らせていただいて、消毒液の配付等の対応をさせていただきました。中には、消毒液の配付の辞退が2人ありましたが、これは状況を見て、やむを得ないと思っておりますが、辞退は辞退でそのような措置をさせていただきました。

そしてまた、特に道路の冠水箇所が10カ所ほどございました。北及とか田代、そして東陽町、松栄町が2カ所ぐらい、西金池が1カ所、円城寺が2カ所、そしてまた中野、中門間がそれぞれ1カ所の10カ所がございました。これに関してはトラ柵等をとらせていただいて、危険箇所

の通行どめ等の対応をさせていただきましたが、明くる朝には大体ほとんどのあれが引いて、状況が戻ってまいりました。

そういう中で、公共施設に対してのいろんな被害がないかということも確認をさせていただいた中で、福祉会館の自転車置き場の屋根の一部が急激な雨で、その雨の重さで一部ちょっと破損したところがありましたので、この件に関しては、やっぱりまだ雨が降る可能性もありますから、早急に対応しなければならない状況もありましたから、補正でという前に予備費で対応させていただいて、緊急に屋根の一部の破損に対しては整備をさせていただくということで進めさせていただきましたので、御了解をいただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 御了承願います。

日程第4 第4号報告及び日程第5 第5号報告及び日程第6 第48号議案から日程第18
第60号議案までについて

○議長（岡田文雄君） もとへ戻りまして、日程第4、第4号報告及び日程第5、第5号報告の2報告及び日程第6、第48号議案から日程第18、第60号議案までの13議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第4号報告 平成24年度笠松町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成24年度笠松町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。平成25年9月6日報告、笠松町長 広江正明。

第5号報告 平成24年度笠松町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成24年度笠松町資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。平成25年9月6日報告。

第48号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を笠松町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。平成25年9月6日提出。

記。氏名 棚橋重廣、住所 羽島郡笠松町北及2064番地、生年月日 昭和23年11月18日。氏名 野々垣隆、住所 羽島郡笠松町月美町85番地、生年月日 昭和36年2月12日。

第49号議案 笠松町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例について。

笠松町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例（昭和30年笠松

町条例第25号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年9月6日提出。

第50号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町後期高齢者医療に関する条例(平成20年笠松町条例第2号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年9月6日提出。

第51号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算(第5号)。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,628万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,217万7,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月6日提出。

次に、18ページをお開きください。

第52号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

平成25年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,985万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月6日提出。

次に、21ページをお開きください。

第53号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成25年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,541万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月6日提出。

次に、24ページをお開きください。

第54号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成25年度笠松町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,859万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,234万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月6日提出。

次に、30ページをお開きください。

第55号議案 平成24年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について。

平成24年度笠松町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成25年9月6日提出。

第56号議案 平成24年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成24年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成25年9月6日提出。

第57号議案 平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成25年9月6日提出。

第58号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成24年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成25年9月6日提出。

第59号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成24年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成25年9月6日提出。

第60号議案 平成24年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について。

平成24年度笠松町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するとともに剰余金の処分をするものとする。平成25年9月6日提出。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出させていただきました案件についての提案説明をさせていただきますと思います。

まず提案させていただいた案件は、健全化判断比率の報告が1件と、資金不足比率の報告が1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、そして笠松町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正、ほか1件の条例改正であります。そして、平成25年度の一般会計、ほか3件の補正予算と平成24年度の一般会計、ほか4件の決算認定、そして、平成24年度水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分が1件、以上、報告を含めて15件の案件であります。このうち議案書の3ページにありますが、第48号議案の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましても、この固定資産評価審査委員会委員の高島久右衛門氏及び棚橋重廣氏の任期が、この平成25年9月22日をもって満了することに伴いまして、棚橋氏を引き続き同委員に、また高島氏の後任として野々垣隆氏を選任するために町議会の同

意を求めるものであります。

また、その他の案件につきましては、副町長及び担当部長より説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、順次説明させていただきます。

まず1ページの第4号報告 平成24年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、下の表にあります4つの健全化判断比率について、監査委員さんの意見をつけて議会に報告するものであります。

まず、一番左側の実質赤字比率であります。これは一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字がないためハイフンの表示となっております。参考までに申し上げますと、早期健全化基準は15%とされております。

その右の連結実質赤字比率でございますが、これは笠松町の全ての会計における実質赤字額または黒字額、及び資金不足額または剰余額を合計して赤字額がある場合に、その額が標準財政規模に占める割合であります。連結実質赤字がないため、これもハイフンの表示となっております。これも参考までに申し上げますと、早期健全化基準は20%とされております。

次に、実質公債費比率であります。地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合、これは構成します一部事務組合とか広域連合、全てを含んでおりますが、そういったものでございますが、6.7%でありました。早期健全化比率は25%とされております。

続きまして将来負担比率ですが、これは地方債現在高、債務負担行為による支出予定額、それから加入している一部事務組合や地方公社や第三セクターへの負担も含まれますが、いわゆる笠松町が将来的に支出することが見込まれる負担額から基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合であります。67.1%でありました。こちらの早期健全化基準は350%でありました。

以上、平成24年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。

続きまして、2ページの第5号報告であります。平成24年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。こちらも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

公営企業会計における資金の不足額が、その事業規模に占める割合であります。こちらも資金不足がないためハイフンの表示としております。

続きまして、4ページから5ページ、議案資料では19ページになっておりますが、第49号議

案 笠松町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、平成25年3月30日付で笠松町税条例の一部を改正する条例を専決処分し、6月定例会で承認していただきましたが、この町税に係る延滞金の割合については、近年の低金利状況を踏まえ、国税と同様の引き下げを行ったものでありましたが、今回、町税以外の諸納付金に係る延滞金についても同様の引き下げを行うため、所要の規定を整備するものであります。

内容的には、4ページの下から7行目の括弧書きの延滞金の割合の特例にありますように、町税以外の諸納付金に係る延滞金の利率について、当分の間、笠松町税条例附則第4条の2の規定を準用し、町税と同様の引き下げを行うものであります。主な町税以外の諸納付金は、保育料、放課後児童クラブ利用料、下水道使用料などであります。

なお、次の議案で出てまいります後期高齢者医療保険料や介護保険料は、それぞれの条例で規定しているため、この条例の適用外であります。

施行日は平成26年1月1日で、経過措置として、延滞金のうち、今回の当分の間の措置は、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては従前の例によるものとなります。

以上が49号議案であります。

続きまして6ページ、議案資料では20ページ、第50号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちら先ほどの町税以外の諸納付金と同様に、後期高齢者医療保険料についても町税に準じて延滞金を引き下げるため、所要の規定整備をするものであります。内容的には、こちら6ページの中ほどの括弧の延滞金の割合の特例にありますように、当分の間、税条例附則第4条の2の規定を準用し、町税と同様の引き下げを行うものであります。

参考までに申し上げますと、介護保険料の延滞金については、もともと税条例に準ずる旨の規定がされておりますので、今回の改正には入っておりません。施行期日とか延滞措置については、先ほどの条例と同様な規定となっております。

続きまして、7ページの第51号議案であります。平成25年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は5,628万6,000円であります。

13ページの歳出から主なものを順次説明させていただきます。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で、合計で49万2,000円の補正が上っておりますが、まず1つは、自治功労者表彰等の対象者の増、及び記念品購入単価の増に伴い、報償費を29万円増額しております。

もう1つは、少し細かい話になりますが、今年度から10万円以上の寄附をいただいた方に対

しては、ふるさと納税と同じようにお礼の品を贈呈することといたしました。それと、寄附件数の増加により、感謝状の額を渡しているんですが、100万円以上の方は額に入れて渡しておりますが、これが不足すること、そういったことで消耗品を15万7,000円増額しております。

それから同様に、感謝状の筆耕料についても10万円以上は手書きで書いておまして、それが不足するため、役務費を4万5,000円増額しております。

それから、同じく総務費の第2項 企画費、1目 企画総務費であります。既に御承知だと思いますが、気象庁がこれまでの警報の発表に加え、警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、最大限の警戒を呼びかけるため、この8月30日から新たに特別警報の発表を開始したことに伴い、災害時の情報伝達手段の一つとして、当町で既に運用しております「あんしんかさまつメール」でもこの特別警報を自動配信できるようシステム改修を行うため、このサービスを提供するプロバイダーへの委託料を10万5,000円増額するものであります。

それから、同じく総務費の3項 徴税費、2目 賦課徴収費、合計50万5,000円の補正が上がっております。これは、固定資産税の納税義務者の死亡後、全ての相続人の財産放棄により、所有者が不在となっている固定資産について、家庭裁判所へ相続財産管理人の選任の申し立てを行い、固定資産税等の滞納整理を行うことに伴い、この申し立てに要する諸経費について50万5,000円予算計上するものであります。

現在、対象物件は円城寺地内の1件のみですが、経費の内訳としては、需用費の消耗品、これは収入印紙の1,000円であります。それから、役務費の広告料は、官報公告料の4,000円あります。それから、補償補填及び賠償金で50万円が上がっておりますが、これは裁判所への予納金であります。

なお、この予納金につきましては、相続財産管理人の報酬を担保するため裁判所から請求されるもので、土地が売れて処分されれば、裁判所から返還されるものであります。今回、売れるだろうという判断のもと、こういった手続をさせていただきます。

続きまして、14ページですが、3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 障害福祉費であります。70万2,000円の補正が上がっております。これは、障害者自立支援法に基づく新体系の障害者支援施設に移行した事業所に対して、従前の月払いによる報酬額の90%を保障することで安定的な事業経営を支援することを目的とした平成24年度までの補助制度がありましたが、この新体系定着支援事業補助金について、今回、遡及して申請があったため、負担金補助及び交付金を70万2,000円増額するものであります。財源は、県の補助金、補助率は4分の3であります。申請者は、社会福祉法人「あしたの会 ふくろうの家」という岐阜市六条の通所施設であります。

それから、同じようにその下ですが、平成24年度障害者自立支援給付費等の国庫負担金等の

精算に伴い返還が生じるため、償還金利子及び割引料を349万6,000円増額するものであります。

それから、同じく5目の福祉医療費であります。平成24年度福祉医療費助成事業補助金の精算に伴い返還が生じるため、償還金利子及び割引料を1,210万3,000円増額しております。

それから、同じく6目の福社会館費ですが、篤志者から、伴巖さんから平成25年7月24日付で福社会館の機能訓練室用の備品整備費に使ってくださいということで寄附がございました。それで、これを活用して多機能マッサージベットと機能訓練室に設置する図書を購入するため、備品購入費を40万円増額させていただいております。

ちょっと飛ばしまして、2項の児童福祉費、2目 保育所総務費であります。このたび、県の安心こども基金を財源とする保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を活用し、市立保育所に勤務する保育士の人材確保対策推進の一貫として、保育士の処遇改善に取り組む市立保育所に対して、その資金を交付し、支援することに伴い、負担金補助及び交付金を690万6,000円増額しております。財源は、全て県の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を充てております。

同じく、4目 子育て支援推進費であります。202万円の補正が上がっております。これは、県の児童虐待防止対策緊急強化事業の補助制度を活用し、虐待を受けた児童の早期発見や適正な保護を行ったり、また関係機関との連携強化を図るため、自動車1台を購入することに伴い、その登録手数料5万4,000円、自動車損害保険料8万2,000円、備品購入費、車代ですが188万2,000円を増額するものであります。

また、児童虐待防止の啓発の一貫としてオレンジリボンマグネットを購入し、自動車に張りつけ、啓発することに伴い消耗品を2,000円増額するもので、合計は先ほど言いましたが202万円となっております。財源は、全て県の児童福祉等対策事業補助金であります。

ちょっと飛ばしまして、15ページの7款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費であります。6月に補正させていただきましたが、木造住宅耐震補強工事について申請件数の増加が見込まれるため、負担金補助及び交付金を429万円増額させていただきます。内訳は、補強度1.0にする普通の耐震が6月のときは4件でしたが、今7件見込まれるということで、プラス3件345万円、それから簡易補強とって、耐震度0.7に補強する工事が1件新たに見込まれましたので、これを84万円、合計429万円補助金を増額させていただきます。財源は、国・県合わせて309万円を充てます。

それから、2目の公園費であります。みなと公園の夜間における防犯対策の強化を図るため、防犯カメラの台数を現在の2台から3台に増設するとともに、この3台ともを高感度なものに変更することに伴い、工事請負費を104万円増額させていただいております。内訳は、カメラ3台とレコーダー、ディスプレイ一式で104万3,000円強と、それから工事費が34万8,000円強で139万2,000円強になりますが、補正額は先ほど言いましたように104万円となっております。

すが、これは既に終わっている事業の精算が35万2,000円ございましたので、補正額は104万円だけにさせていただきました。

それから、16ページの9款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費であります。この理科教育設備整備費等補助金を活用し、町内の小学校に教材備品を購入するもので、今年度申請しておりましたが、内示がございましたので、備品購入費を176万7,000円増額するものであります。財源は国が50%でございます。ちょっと内訳を申し上げますと、笠松小学校はデジタルはかりほか11点で63万8,000円、松枝小学校はマグネット人体図ほか12点で49万8,000円、下羽栗小学校は直流電流計ほか3点で63万1,000円となっております。

同じく中学校費のほうも、この理科教育の補助金を活用し、備品を購入するため70万6,000円の増額をさせていただいております。中学校のほうは、小型静電高圧発生装置ほか7点を購入する予定であります。

それから、同じく3目の学校建設費で1,000万円の補正が上がっております。名誉町民の松原登士弘氏から、この8月23日付で新屋内運動場のどんちょう設置費として寄附がありました。前もって寄附の意向を伝えておまして、本体工事にどんちょう工事の費用が入っていませんので、今回1,000万円増額させていただきました。

また、新屋内運動場の建設事業にということで、4月26日に北及の服部哲直氏から1万円、7月11日に田代の五藤雅敏氏から10万円、8月23日には中野の松原明男氏から1,000万円の寄附がございましたので、この合計1,011万円を建設費に財源充当させていただいております。

同じく4項の学校給食センター費、1目 学校給食センター総務費に補正が上がっております。これは、消防署による重油の地下貯蔵タンクの立入検査により、法改正により義務化された危険物、ここでは重油の流出防止対策を実施するよう指導があったため、地下貯蔵タンク内面のライニング工事を実施することに伴い、工時請負費を216万2,000円増額しております。

同じく教育費の5項 社会教育費、4目 歴史民俗資料館費に補正が上がっております。6月12日に田代の後藤さんから大船の模型が寄贈されました。臨時的に今展示しておりますが、これとあわせて歴史民俗資料館で保管しておりますスクリーとか船くぎなどの附属品も一緒に展示する展示用ガラスケースを購入するため51万4,000円を増額させていただきます。

同じく6項の保健体育費、1目 保健体育総務費であります。昨年度開催しましたぎふ清流国体デモンストレーションスポーツ行事のグラウンド・ゴルフの1周年記念事業として、10月に（仮称）笠松町グラウンド・ゴルフ町民大会を開催するため、報償費を11万9,000円、需用費を1万7,000円増額するものであります。財源は、2分の1は県のスポーツのまちづくり支援補助金6万7,000円と、雑入として参加費で200人見込んでおりますが、2万円を参加費として見込んでおります。

それから、町民運動会の実施の際に例年使用しておりました笠松中学校屋内運動場トイレが、

今建てかえ中ですので使用ができません。今年度は、仮設トイレを4基増強して対応することに伴い、そのリース料分を実行委員会に対して助成するため、負担金補助及び交付金を6万7,000円増額しております。

それから、体育施設費に補正が上がっておりますが、多目的運動場周辺の安全対策を図るため、天然芝グラウンドの東側と人工芝グラウンドの西側の各サッカーゴールの後ろ側に防球ネット、高さ5メートル、幅30メートルを設置するとともに、天然芝グラウンドの侵入者を防ぎ、天然芝を常に良好な状態に保つため、天然芝のグラウンドの北側と東側に1メートルの高さの防球ネットを設置すること等に伴い、そのほかもございりますが、工事請負費を817万3,000円増額しております。

以上が歳出でございまして、10ページの歳入のほうに戻っていただきまして、使用料及び手数料で補正が上がっております。

1項 使用料、2目 民生使用料に8万4,000円の補正が上がっております。これは、松波総合病院の新館建設工事に伴い、一時的に児童館の園庭を病院利用者の駐車場に使用したいという旨の申し出がございましたため、周りの町内の意向も確認して、さらには児童館の業務にも支障がないとの判断のもと、行政財産の目的外使用として8月から来年の3月までの月曜日と年末年始に貸し出しをしたいと思っておりますので、この使用料を8万4,000円増額させていただきます。全てこれは民生費の児童館費のほうに財源充当したいと思っております。

それから、同じく国庫支出金で1目の民生費国庫補助金がありますが、これまでの国庫補助金の次世代育成支援対策交付金から岐阜県児童福祉等対策事業補助金、これは地域子ども・子育て支援事業費補助金という名前になったんですが、この制度に移行したため、当初予算に計上しておりました636万4,000円を全て減額しております。

そのかわりの分は、14款の県支出金の2項の県補助金、2目 民生費補助金、5節の児童福祉費補助金の635万2,000円の中に含まれております。ただ、国から来た分は448万6,000円に減額されました。歳出のほうで説明しましたが、車を買うというお話がございましたが、その分ではございませんが、県のほうから車を買う分のお金が187万8,000円来ておりますので、合計的にはほとんど変わっておりませんが、前の国の制度は186万6,000円減額されております。

それから、15款の財産収入のところで597万円の増額がございまして、これは、円城寺と江川地内の町有地の不動産売買収入を597万円増額しております。内訳としては、円城寺地内のドラッグストア予定地内の水路であった分を96平米用途廃止いたしましたので、この分355万9,000円強と、それから江川地内の工場敷地の水路等があつて、現在そういう形態をなしていないんですが、この約80平方メートルの土地を用途廃止した関係で241万1,000円、この関係で597万円の収入を見込んでおります。

それから18款ですが、今回の増額補正に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、

繰越金を1,177万8,000円見込んでおります。本来、きょう提案しておりますように決算が確定しましたので、全て補正すべきであります。午後になると思いますが、全協で協議する事項がございますので、そこで事業等が決まる可能性がございますので、補正財源ということで、今回は不足分だけを補正させていただいております。

以上が一般会計の補正であります。

続きまして、18ページから20ページにわたります第52号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は139万5,000円であります。

補正内容でございますが、歳出のほうからまず御説明しますと、過去の町民税の更正や加入者の社会保険への加入手続のおくれなどによる一般被保険者保険税の減額更正が増加したことに伴い、過年度の保険税に係る還付金が不足する見込みとなったため、償還金利子及び割引料を50万円増額しております。

また、平成24年度療養給付費等交付金、これは退職者医療の関係の額が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払基金に対する返還金が生じるため、償還金利子及び割引料を89万5,000円増額しております。今回の補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を139万5,000円増額しております。

なお、こちらもそうなのですが、平成24年度繰越金については、今後、前年の国庫補助金等の精算に伴う返還金が生じる見込みがあること、また保険給付費も不足が生じることが予想されることから、12月の定例会においてこれらの補正とあわせて繰越金については精算させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、21ページから23ページにわたります第53号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は14万円です。

1件だけでございますが、平成24年度保健事業負担金について、岐阜県後期高齢者広域連合の「ぎふ・すこやか健診」の事業精査に伴い、負担金の追加納付が必要なため、負担金補助及び交付金を14万円増額させていただいております。財源には、繰越金を14万円充てさせていただきました。なお、こちらも繰越金が確定しているわけですが、こちらは例年どおり3月定例会において補正させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

それから、24ページから29ページにわたります第54号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正額は2,859万2,000円です。

29ページの諸支出金で2つの項で補助金が上がっておりますが、これは平成24年度の介護給付費及び地域支援事業に係る国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金並びに一般会計繰入金、町負担分の精算に伴い、負担金等償還金を1,014万7,000円、それから一般会計繰出

金を608万1,000円増額するものであります。また、当該精算により生じた前年度保険料余剰分について介護保険基金に積み立てるため、基金積立金を1,209万円増額するものであります。

そのほか、一番上の関係ですが、認定調査件数の増加に伴い、臨時職員賃金を27万4,000円増額させていただきました。

今回の事業精算等による増額補正に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を2,862万4,000円増額しております。

以上が補正予算であります。

第55号議案から第59号議案までの決算認定の5議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて町議会の認定に付すものであります。また、35ページの第60号議案 水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分については、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長より説明しますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田文雄君） この際、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

説明をお願いいたします。

大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） それでは、私のほうから第55号議案 平成24年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定から第59号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括して説明させていただきます。

お手元の平成24年度決算説明資料により御説明いたします。

まず1ページをお開きください。

1ページは、一般会計と4つの特別会計の決算を総括した表でございます。5つの会計の決算額の合計は、一番下にありますように歳入総額123億7,928万6,262円、歳出総額117億7,291万575円、差引額6億637万5,687円で、歳入総額は、前年度に比べ4.2%の増、歳出総額では、前年度に比べ5.4%の増となりました。右側の円グラフは、各会計の歳入及び歳出決算額の割合を示したものでございます。

それでは、一般会計から説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計の歳入では、収入済額が合計で69億6,364万71円、前年に比べまして2億7,616万4,342円、4.1%の増となっております。歳入の38.3%を占める第1款 町税につきましては、

収入済額26億6,915万4,624円、前年度に比べ9,394万643円、3.4%の減となっております。これは、評価がえによる固定資産税の減のほか、社会経済情勢の影響による町民税の減と考えております。また、町税の未収入額は、不納欠損額を含め1億3,271万6,337円で、前年度に比べ422万2,949円、3.3%の増となっております。

次に、第9款 地方交付税でございますが、11億3,934万6,000円で、前年度に比べ5,124万9,000円、4.7%の増となっております。町税収入及び地方交付税の詳細につきましては、後ほど年度別歳入のところで説明をさせていただきます。

第11款 分担金及び負担金は、主に保育料で1億1,948万2,334円、前年度に比べ145万5,843円、1.2%の増となっております。未収入額欄に記載された657万3,820円は、保育料、放課後児童クラブ利用料の未収入額で、前年度に比べ112万2,470円、20.6%の増となっております。

次に、第13款 国庫支出金でございますが、5億4,360万8,355円で、前年度に比べ1億1,984万3,013円、18.1%の減となりました。これは、下羽栗小学校体育館の耐震化工事により、学校施設環境改善交付金が2,713万2,000円増加はしておりますが、防衛施設周辺防音事業補助金4,437万6,000円の減、これと子ども手当負担金7,216万5,000円、また社会資本整備総合交付金3,767万4,000円、こういったものが減少したことによるものでございます。

国庫支出金の未収入額1億4,412万円は、繰越明許費として翌年度へ繰り越した笠松中学校新屋内運動場建設事業及び下羽栗小学校トイレ改修事業の特定財源として収入が見込まれているものでございます。

次に、第14款の県支出金でございますが、5億2,948万2,306円で、前年度に比べ1億1,748万7,916円、28.5%の増となっております。この主な要因でございますが、保育所緊急整備事業費補助金5,884万8,000円、介護基盤緊急整備臨時特例基金事業費補助金1,950万円、福祉医療費補助金758万3,000円及び子ども手当負担金684万6,000円などの増によるものでございます。

続きましてその下、第15款 財産収入でございますが、1,062万5,959円で、前年に比べ1億1,471万4,369円、91.5%の減となっております。これは、平成23年度に地域振興公社から残余財産寄附収入1億7万8,535円があり、これが主な要因となっております。

その下、第16款 寄附金でございますが、1,726万6,542円、前年度に比べまして125万6,398円、7.8%の増となっております。寄附金の内訳を申し上げますと、篤志者からの寄附金12件、1,226万5,544円、そのほか464人の皆様より寄せられましたかさまつ応援寄附金500万998円でございます。皆様の御意思のもとに施設改修事業や備品購入のほか、基金への積み立てを行っております。

その下にあります第17款 繰入金でございますが、2億4,605万3,090円で、前年度に比べ1億2,683万3,383円、106.4%の増となっております。これは、社会福祉基金の繰り入れ6,000万円、笠松中学校新屋内運動場建設基金繰り入れ3,905万円、下羽栗小学校整備基金繰り入れ

1,956万4,000円によるところでございます。

第18款 繰越金は4億9,063万5,682円で、前年度に比べ4,885万7,726円、11.1%の増となっております。

その下の第19款 諸収入でございますが、2億4,168万1,261円で、前年度に比べ1億6,840万9,423円、229.8%の増となっております。これは、サッカー場整備事業に対するスポーツ振興くじ助成金6,800万円、日本サッカー協会助成金9,000万円、県サッカー協会助成金1,000万円、これらを収入としたことが主な要因でございます。

また、未収入額4万4,763円がございますが、これは福祉医療費の返還金の未収入分でございます。

一番下にありますが、第20款 町債は5億6,070万円で、前年度に比べ1億710万円、23.6%の増となっております。また、この詳細につきましても、後ほど町債のところの説明させていただきます。

続きまして下のページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、支出済額の合計は65億9,334万8,169円で、前年度に比べ3億9,650万8,122円、6.4%の増となりました。合計欄における歳出予算の執行率は83.1%となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きください。

4ページには、平成20年度から平成24年度までの一般会計の年度別収支状況が記載してございます。

平成24年度の歳入歳出差引額（形式収支）で、C欄でございますが3億7,029万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源、D欄、1億5,184万5,000円、これを差し引いた実質収支、E欄は2億1,844万7,000円となり、この実質収支、Eから前年度繰越金を差し引いた単年度収支、Fの欄でございますが、1億3,825万3,000円の赤字となっております。これに基金積立金、G欄、3,699万4,000円を加えまして、基金の取崩額、I欄を差し引いた金額が実質単年度収支となり、平成24年度は、表の右下にございますように1億125万9,000円の赤字となっております。

これは、今年度負担の増加に備えるために特定目的基金等への積み立てを行いましたほか、さきの第2回定例会で報告いたしました繰越明許費繰越計算書の一般財源9,323万1,000円を繰り越したことにより、算出されたものでございます。

続きまして、その下の5ページでございます。5ページから6ページにかけては、歳入歳出の項別の決算額が多い順に並べた棒グラフとなっております。

5ページの歳入では、一番多いのは固定資産税で、社会経済情勢の影響によりまして、平成22年度から町民税と順位が入れかわっております。また、学校教育施設整備事業債、体育施設整備事業債の借入れ増により、国庫負担金と町債の順位が入れかわっております。

このほかに投資的経費充当などの基金繰り入れが増加しておりますことから、基金繰り入れの収入済合計に対する割合が9番目ということで高くなっております。

次のページ、6ページでございますが、歳出では、前年度と同様に社会福祉費の支出済額が一番多く、サッカー場整備事業の実施によりまして、保健体育費の決算額が3億662万1,000円で、前年度に比べまして2億2,256万8,000円、264.8%増加して8番目へと移行しております。下羽栗小学校の屋内運動場耐震補強工事によりまして、小学校費の決算額が2億4,405万1,000円で、前年度に比べ1億1,647万5,000円、91.3%増加したことによりまして、これも9番目へと移行しております。

また、交通バリアフリー化事業の完了によりまして、道路橋梁費の決算額が1億3,022万1,000円で、前年度に比べ7,278万4,000円、35.9%減少しまして、順位を13番目と下げしております。

その下、7ページでございますが、性質別経費の内訳を掲載しております。

歳出の性質別では、児童手当、子ども手当の関係などから、扶助費が11億9,463万円で一番多くなっております。繰出金以下の支出済額に対する割合で見た経費の順位は、平成23年度決算とほぼ同様でございます。

4番目の人件費でございますが、9億3,732万4,000円で、前年度に比べますと507万3,000円、0.5%の減となっております。

職員数の状況でございますが、平成25年4月1日現在の職員数は129人、平成24年4月1日の133人に比べまして4人の減少となっております。

続きまして、次の8ページ、9ページでございますが、年度別歳入の状況を過去6年間分自主財源と依存財源に分けて表示してございます。

9ページには、平成24年度の状況が掲載されております。自主財源比率は55.4%で、前年度の55.7%とほぼ同じ割合となっております。自主財源といたしましては、歳入構成の38.3%を占める町税のうち、町民税は町税の中の46.4%を占めまして、12億3,849万1,000円、前年度に比べますと3,301万円、2.6%の減となっております。

また、固定資産税は町税の中で47.1%を占め、その決算額は12億5,628万3,000円、前年度に比べ6,053万2,000円、4.6%の減となっております。

次に、依存財源としての地方交付税でございますが、歳入構成の16.4%を占めております。普通交付税は10億6,057万3,000円で、前年度に対しまして5,850万7,000円、5.8%の増、特別交付税は7,877万3,000円で、前年度に対しまして725万8,000円、8.4%の減となっております。普通交付税の増加の要因でございますが、国の予算の伸び、臨時財政対策債借り入れ可能額が減少して、その額が交付税額に算入されたというように考えております。

特別交付税の減少でございますが、これは笠松中学校の防音工事の完了によりまして、ルー

ルによる減少分でございます。

次の10ページから11ページでございますが、自主財源と依存財源の推移をグラフにしたものでございます。

その次の12ページから13ページでございますが、年度別の歳出を目的別と性質別で区分して、それぞれ6年分の状況を掲載しております。なお、この13ページの年度別歳出の性質別の表につきましては、地方財政状況調査、いわゆる決算統計でございますが、この普通会計ベースに改めて類似団体との比較が容易に行えるものとして変えておりますので、普通会計ベースの決算額ということでごらんいただきたいと思います。

次の14ページには、性質別経費の推移がグラフで示されております。

その下、15ページでございますが、上段に給与費、下段には町債について掲載されております。上段の共済費を含む給与費の合計でございますが、8億9,001万3,919円、前年度に比べますと56万6,075円、0.1%の増となっております。

下段の町債につきましては、平成24年度末現債額が49億99万980円、前年度に比べますと2億2,270万4,723円、4.8%の増となっております。平成24年度中の起債額でございますが、総務債の臨時財政対策債で1件、4億2,000万円、教育債では、下羽栗小学校屋内運動場耐震補強事業9,420万円、サッカー場整備事業4,650万円、この2件を合わせまして1億4,070万円、この3件の借入れを行っております。また、平成24年度中に償還が完了したものはございませんので、借入件数の合計は、3件増の68件となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、16ページでございますが、歳入歳出決算の住民1人当たりの額が記載されております。左側に歳入、右側に歳出が掲載されております。

歳入合計は31万558円、前年度は29万8,242円でございますが、比べますと1万2,316円の増、歳出合計では29万4,044円、前年度の27万6,362円に比べまして1万7,682円の増となっております。

続きまして、一般会計の各科目の内容につきましては、27ページから決算認定資料が掲載されておりますので、そちらにより説明をさせていただきます。

まず最初に、この決算認定資料でございますが、平成23年度の決算と同様に、平成24年度から平成25年度へ繰り越しております繰越明許事業につきましては、主な施策の成果及び実績の中に該当する款項目ごとにそれぞれ表示がしてございます。さきの第2回定例会、第3号報告で報告いたしました計算書に記載されております4事業について、総務費の総務管理費、土木費の道路橋梁費、教育費の小学校費、中学校費でそれぞれ表示がされております。

それでは、28ページをごらんください。

第2款 総務費でございますが、7億1,715万3,000円で、前年度に比べ2,032万5,000円、2.8%の減となっております。

第1目 一般管理費につきましては、従来の中堅職員研修に若手職員の宿泊研修を加えまして、職員研修事業156万6,000円を実施しております。

また、第3目 財産管理費の翌年度への繰越明許額922万2,000円でございますが、これは社会資本整備総合交付金による庁舎施設管理事業で、耐震補強、大規模改造改修工事の設計委託料となっております。

次に、30ページをお開きください。

第7目 国際交流事業費では、隔年実施の青少年海外派遣事業といたしまして、中学生22人をグアムへ派遣いたしました。

その下の諸費でございますが、平成22年度から適用の定住促進事業につきましては、271件、1,627万9,000円の助成を行っております。

第2項 企画費、第1目 企画総務費のかさまつ応援事業では、町内事業者との連携を強化したパートナー事業によるお礼の品の充実を図ったこともあり、464件、500万998円の寄附を積み立て、年度末の基金の額は902万6,000円となっております。また、笠松力検定につきましては、昨年までの初級検定と中級検定にキッズ検定、上級検定を加えて実施しております。その受験者、合格者は31ページの表に記載したとおりでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

第3項 徴税费、第2目 賦課徴收费につきましては、税目ごとの収納率の状況を表にして掲載をいたしております。平成24年度現年課税分全体で98.4%、滞納繰越分で25.3%、収納率の合計では95.3%となり、前年度とほぼ同じ収納状況となっております。

続きまして、その下にありますが、33ページ、第3款 民生費でございますが、23億6,638万4,000円で、前年度に比べますと1億5,300万9,000円、6.9%の増となっております。

第1目の社会福祉総務費では、次の34ページになりますが、特別会計繰出負担事業で国民健康保険特別会計への財源補填的な繰り出しの減によりまして、これと介護保険への繰り出しを含めまして、前年に比べますと2,976万8,000円繰出金が減少しております。

第3目の老人福祉費では、グループホームの増設事業に対する介護施設整備補助金2,490万円が増となっております、35ページになりますが、介護施設整備事業として掲載をいたしております。

次に、37ページをお開き願います。

第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費では、児童手当等手当支給事業の支給対象者及び支給対象者別月額状況を表にして掲載をいたしております。児童手当等手当支給事業費につきましては、前年度に比べまして5,743万9,000円、11.9%の減となっております。なお、平成24年4月に子ども手当から児童手当に改められ、所得制限が設けられておるところでございます。

その下の第2目 保育所総務費では、保育所等緊急整備事業費補助金による平成23年度からの繰越明許事業として、次の38ページに記載がございますが、松枝保育所施設改修事業8,121万2,000円、下羽栗保育所施設改修事業5,641万7,000円、笠松保育園施設改修事業3,479万7,000円を実施しておりまして、これらの事業が民生費の決算額を増加させた主な要因となっております。

続きまして、40ページをお開き願います。

第4款 衛生費でございますが、6億7,640万8,000円で、前年度に比べますと4,651万9,000円、6.4%の減となっております。

少し飛びますが、43ページ、第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費におきましては、平成24年度のごみ収集処分事業費は、ページといたしましては次の44ページになりますが、1億3,749万1,000円で、前年度に比べますと588万円、4.1%の減となっております。ごみの処理量といたしましては8,127トンで、前年度と比べますと88トン、1.1%の減となっております。

次の45ページ、可燃ごみ（焼却）処分事業でございますが、投入量といたしましては7,267トン、前年度に比べ102トン、1.4%の増となっておりますが、岐阜羽島衛生施設組合のごみ処理施設維持管理負担金で1,586万円、ごみ処理施設建設費負担金で2,716万7,000円、こういったものが減少しておりまして、可燃ごみ焼却処分事業費は、前年度に比べますと4,294万1,000円減少し、2億5,957万8,000円となっております。この可燃ごみ焼却処分事業費の減が衛生費の決算額を減少させた主な要因ということになっております。

続きまして、45ページの一番下になりますが、第5款 農林水産業費でございます。5,691万9,000円で、前年度に比べ1,376万2,000円、31.9%の増となっております。

次の46ページをお開きください。

第3目 農業振興費では、生産調整促進事業に記載いたしましたように、平成24年度産生産確定数量は422トンで、前年度に比べ4トン、0.9%の減となっております。また、平成24年度の水稲生産目標面積92.25ヘクタールに対しまして、作付の確定面積は91.68ヘクタールとなりまして、生産調整は達成されております。

また、森林環境基金事業の里地生態系保全支援事業といたしまして、スクミリンゴガイの駆除を臨時職員3名の雇用によりまして7月から10月に実施をしております。

次の第4目 農地費では、かんがい排水事業負担金において、県単湛水防除事業（逆川）1期工事及び羽島用水パイプライン化事業の国営附帯県営農地防災事業羽島地区負担金によりまして西幹線事業が国の補正予算によりまして、地域の元気臨時交付金対象事業として増額されております。919万4,000円の負担増となっております。この負担増が農林水産業費の決算額を増加させた主な要因となっております。

次、48ページをお開きください。

第7款 土木費でございますが、7億8,450万9,000円で、交通バリアフリー化事業の完了などによりまして、前年度に比べ4,872万5,000円、5.8%の減となっております。

第2項の道路橋梁費、第2目 道路新設改良費の翌年度への繰越明許額560万2,000円につきましては、町道拡幅要綱による北及長池3号線町道拡幅事業に係る用地取得費となっております。

次、その下の49ページでございますが、第4項 都市計画費、第2目 公園費におきましては、運動公園の都市公園化に向けまして、次の50ページに掲載しておりますが、運動公園改修実施設計業務913万5,000円を実施いたしております。

続きまして51ページ、第9款 教育費につきましては9億9,774万1,000円で、前年度に比べ3億4,087万7,000円、51.9%の増となっております。

1枚めくっていただきまして、52ページ、第2項 小学校費の第1目 学校管理費の翌年度への繰越明許額3,090万円は、下羽栗小学校のトイレ改修事業でございますが、学校施設環境改善交付金及び下羽栗小学校整備基金により実施する事業となっております。

その下にありますが、53ページ、第3目 学校建設費では、下羽栗小学校屋内運動場耐震補強工事を実施したことによりまして、前年度より1億1,717万9,000円、1,749.5%と決算額が大きく増加をいたしております。

続きまして、55ページをお開き願います。

第3項 中学校費の第3目 学校建設費の翌年度への繰越明許額10億900万円でございますが、これは笠松中学校新屋内運動場建設事業となっております。

次、第5項 社会教育費、56ページになりますが、第2目の公民館費では、中央公民館の屋外受変電設備の更新564万9,000円、松枝公民館隣地取得による駐車場整備1,316万9,000円を実施しております。

57ページの第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費では、ぎふ清流国体のデモンストラーションスポーツの事業といたしまして、10月8日にグラウンド・ゴルフの大会を522人の参加のもとに、みなと公園で開催をしております。

このほか、Eボートの普及推進のため、Eボート2艇を購入、現在の保有数は5艇となっております。

第2目の体育施設費でございますが、次の58ページに掲載しております。

町民運動場の照明設備改修工事及びサッカー場整備工事を実施してございまして、決算額は前年度に比べ2億1,666万5,000円、322.6%の増となっております。なお、サッカー場建設には、さきに申しましたが、スポーツ振興くじの助成金、日本サッカー協会と県サッカー協会、それと篤志者の寄附が充当をされておるところでございます。

58ページでございますが、第10款 公債費でございます。4億210万9,000円、前年度に比べ

579万3,000円、1.5%の増となっております。借入先別の元金及び利子の償還額、年度末未償還元金は、表に記載したとおりでございます。

以上が一般会計の歳出でございます。

特別会計につきましては、決算説明図表により説明しますので、17ページにお戻りいただきます。

17ページから18ページには、国民健康保険特別会計の決算が掲載されております。歳入総額、歳出総額は、それぞれここに記載したとおりでございます。差引額が1億8,908万2,728円となっており、歳入総額の24.6%を占める国民健康保険税は、収入済みで6億8,638万1,880円、1.1%の増となっております。また、医療費給付分の税率でございますが、所得割は6%、資産割が45%、均等割と収納率の関係にございましては、決算説明資料の60ページに詳細が書いてございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

未収入額2億1,158万6,499円ということで、3%の増となっております。なお、繰入金につきましては、先ほど民生費のところでも申し上げましたが、財源補填的な繰り入れはなく、ルール分のみとなっております。

18ページでございますが、被保険者1人当たりの療養給付費、医療費の合計は、こちらの表に記載したとおりでございます。

続きまして、19ページから20ページが後期高齢者医療特別会計の決算となっております。歳入総額、歳出総額につきましては、それぞれ記載したとおりでございます。差引額は295万2,299円となっております。歳入総額の71.2%を占めます後期高齢者医療保険料につきましては、収入済みで1億4,296万8,800円でございます。また、保険料率等につきましては、これも決算説明資料の64ページに詳細が書いてございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

20ページをごらんいただきたいと思っております。

20ページの上の表でございますが、笠松町の保険料で、平成24年度平均被保険者数が2,502人、1人当たり保険料等はこちらに記載したように5万7,560円、下の表は広域連合の保険料、24年度の平均被保険者数は26万2,189人、1人当たりの保険料は表に記載したとおりでございます。

次の21ページから22ページでございますが、介護保険特別会計の決算でございます。

歳入歳出のそれぞれの総額は、表に記載したとおりでございます。差引額は2,862万5,638円となっております。また、こちらにつきましても収納率等の状況は決算説明資料の65ページに詳細が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

未収入額につきましては951万5,700円、2.3%の増となっております。

22ページの一番上の表には、介護サービス費、受給者1人当たりの月平均が合計で17万607

円、前年度に比べ0.5%の増。また、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、地域密着型サービス費につきましては、それぞれ表に記載したとおりでございます。

23ページから24ページになりますが、下水道事業の特別会計でございます。歳入総額、歳出総額は、それぞれ表に記載したとおりでございます。差引額は1,542万3,120円、歳入における使用料及び手数料につきましては、収入済みが1億9,111万1,125円、1.3%の増となっております。こちらにつきましても、収納状況等、整備面積の関係でございますが、決算説明資料の68ページに記載がされておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

また、23ページになりますが、下水道事業の一番下に町債の状況が掲載されております。平成24年度末現債額は56億7,997万1,643円、前年度に比べ2億4,123万3,125円の減となっております。平成24年度中の起債額は、木曽川右岸流域上水事業で870万円、1件、公共下水道事業で6,610万円、1件の2件でございます。償還が完了したものは木曽川右岸流域上水事業で2件ありまして、借入件数の合計は124件となっております。

続きまして、25ページになりますが、財政関係の指標がそれぞれ5年分掲載されております。こちらについては、後ほどお目通しのほうをいただきたいと思っております。

次に、一般会計歳入歳出決算書でございますが、こちらのほうの73ページをお開き願います。一般会計歳入歳出決算73ページには、決算財産に関する調書がございます。

まず、公有財産の関係でございますが、土地及び建物の平成24年度中の増減でございますが、土地の欄の行政財産におきまして、公民館、体育館で308.32平方メートル、この増は松枝公民館西側の土地の取得分でございます。公園の62.16平米の減は、二見児童公園の東側道路の拡幅交差点改良によりまして減でございます。普通財産のその他の土地建物257平方メートルの減でございますが、これは岐南町野中の町有地を売却したことによる地積の減でございます。建物の木造の部分でございますが、行政財産において、学校の40.5平方メートルの減は、笠松中学校屋内運動場附属便所の解体による減、非木造の行政財産の学校の1,137.6平方メートルの減は、屋内運動場解体による面積の減となっております。

また、平成24年度第1回定例会で財産の無償譲渡について議決をいただいております。これによりまして、非木造の行政財産で子育て支援センター172.49平方メートル、普通財産のほうで第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所を合わせまして4,752.42平方メートルの減となっております。

次の74ページでございますが、有価証券については増減はございません。

出資による権利でございますが、2万1,000円の増は県信用保証協会への増額分、物品の部分でございますが、パーソナルコンピューター17台の増、これは学校の公務用等の増でございます。

次に、75ページから77ページ、基金の状況につきましては、合計で平成24年度末24件、22億

5,015万7,786円、平成23年度より5,302万5,931円の減となっております。この基金24件のうち、77ページでございますが、中学校新屋内運動場建設基金は事業充当のため、年度末にはゼロ、住民生活に光をそそぐ基金、これも設置期間が平成25年3月31日となっておりますことから、年度末の基金額はゼロということになっております。

78ページには、高額療養費資金貸付基金と土地開発基金の運用状況が記載してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（岡田文雄君） 提案説明の途中ですが、1時半まで休憩します。よろしく申し上げます。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

午前中に続きまして、提案理由の説明を求めます。

森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） それでは、第60号議案 平成24年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分につきまして、別冊の水道事業会計決算により、対前年度との比較をもって御説明をさせていただきます。

なお、決算帳票に係る消費税の取り扱いについてでございますが、こちらの取り扱いにつきましては、決算書の15ページ、(3)その他会計経理に関する重要事項の消費税計数表のとおりとなっておりますので、御参照にしてください。

では、まず1ページから2ページにわたります1の決算報告書についてでございますが、まず(1)収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益は決算額2億3,609万5,969円で、対前年度プラスの185万円、0.8%増、水道事業費用につきましては、決算額2億1,291万9,151円で、対前年度プラスの343万円、1.6%の増で、差引額につきましては、2,317万6,818円の利益の発生となりましたが、対前年度比でいきますと6.4%の減となっております。なお、収益的収支の項目別の詳細につきましては、3ページからの損益計算書で説明をさせていただきます。

続きまして、2ページの(2)資本的収入及び支出についてでございますが、資本的収入は決算額1,014万8,025円で、対前年度マイナスの566万円、35.8%の減となりました。これは、水道・下水道整備工事に伴う水道管の支障移転工事費が前年度より減少したことによりまして、下水道事業からの工事負担金が減少となったものでございます。

資本的支出につきましては、決算額1億455万7,351円で、対前年度マイナスの2,662万円、20.3%の減となりました。これは、先ほどの下水道工事に伴う支障移転の工事が減少したことや、企業債元金の償還額が減少したことによるものでございます。なお、建設改良工事の内訳につきましては、10ページの工事内容に、また起債の償還等の詳細につきましては、21ページ

の企業債明細書に記載のとおりでございます。

ここで資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,440万9,326円につきましては、損益勘定留保資金の過年度分2,124万8,017円と当年度分6,577万5,809円、利益剰余金の減債積立金から200万円、建設改良積立金から同じく200万円、及び当年度消費税資本的収支調整額338万5,500円で補填をさせていただきました。

続きまして、3ページからの財務諸表に入ります。

初めに、2の損益計算書についてでございますが、節別の明細につきましては、附属書類の16ページ以降でございますので、御参照にしてください。

まず1項の営業収益につきましては、2億152万5,213円で、対前年度マイナス10万円、0.1%の減となりました。これは、営業収益の大部分を占めます1目の給水収益が1億9,819万円で、前年度に対しましてマイナスの118万円、0.6%の減となったことによるもので、この減少の要因は、水に係る生活体系の変化、もしくは節水機器の普及等によるものと考えております。

ここで業務量の概要につきまして説明をさせていただきますので、11ページをごらんください。

年度末の給水戸数につきましては8,267戸と、前年度に対しまして85戸の増となりましたが、年間配水量につきましては、前年度に対しまして、約マイナス4万立方メートル、1.4%減の281万7,676立方メートルとなりました。なお、有収率につきましては87.2%で、対前年度比0.7%増となりました。これは、経年管の布設がえ工事や平成20年以降の地域別の漏水調査の実施と、これに並行して修繕工事を進めた効果と思われませんが、今後も引き続き有収率の向上に努めたいと考えております。

また、当年度につきましては、単位収益でございます供給単価が給水に要する単位費用でございます給水原価を下回りましたが、これは給水収益が減少したことと費用における配水施設等の修繕料が増となったことによる相対関係により生じた一時的な現象と考えておりますが、今後もさらなるコスト削減等、費用抑制について検討と実践が必要と考えております。

3ページの損益計算書にお戻りください。

2項の営業費用は、1億9,966万8,159円で、対前年度プラス796万円、4.2%の増となりました。これは、2目 配水及び給水費における修繕料及び4目 総係費における職員異動に伴う人件費が増となったことが大きな要因でございます。

ここで営業収益と営業費用の差でございます営業利益は185万7,054円で、前年度に対しまして収益が減少し、費用が増大したことから、対前年度マイナスの807万円、81.3%の減となりました。

3項 営業外収益は2,362万6,096円で、対前年度プラスの201万、9.3%増となりました。こ

れは、雑収益におきまして、松波総合病院開発関連の町道払い下げに伴う下水道管の残存価格保証の収入等により増額となったものでございます。

4 項 営業外費用につきましては549万2,053円で、対前年度マイナス354万円、39.2%減となりました。これは、企業債支払利息が減少したこと等により減額となったものでございます。

ここで、営業外収益と営業外費用の差益でございます営業外利益は1,813万4,043円で、対前年度プラス555万円、44.1%となり、営業利益と営業外利益の合計でございます経常利益は1,999万1,097円で、対前年度マイナス252万円、11.2%減となりました。

5 項の特別損失といたしましては、消滅時効による不納欠損で、平成19年度分の89名、186件分、38万970円を計上し、これをさきの利益より控除いたしまして、当年度の純利益につきましては対前年度マイナス235万円、10.7%減とはなりましたが、1,961万127円の黒利益を生じたところでございます。したがって、剰余金につきましては、前年度の繰越利益剰余金の1,184万9,377円に当年度の純利益を加えまして、当年度の未処分利益剰余金につきましては3,145万9,504円となりました。

続きまして、4 ページの3の剰余金の計算書についてでございますが、資本剰余金の当年度変動額につきましては、工事負担金においては1,014万8,025円、受贈財産評価額では寄附による5件分の238万8,000円の増加がございまして、資本剰余金の当年度末の合計は対前年度プラス1,254万円、0.7%増の18億307万1,503円となりました。また、利益剰余金につきましては、減債積立金の年度末残高は、前年度処分積立額300万円の増額と当年度変動200万円を減額した6,469万円で、対前年度プラス100万円、建設改良積立金の年度末残高は、前年度処分積立金1,900万円の増額と、当年度変動額200万円を減額した1億8,656万5,896円で、対前年度プラス1,700万円、当年度の未処分利益剰余金は、前年度処分後残高1,184万9,377円に当年度の純利益1,961万127円を加え、3,145万9,504円となりました。

次に、5 ページの4、剰余金処分計算書(案)についてでございますが、当年度の未処分利益剰余金3,145万9,504円を減債積立金に200万円と建設改良積立金に1,700万円の計1,900万円を積立金として処分いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。なお、翌年度への繰越利益剰余金につきましては、この処分する積立金分を差し引いて、前年度とほぼ同額の1,245万9,504円にしたいと考えております。

続きまして、6 ページの5、貸借対照表のまず資産の部についてでございますが、固定資産におきましては、構築物、機械及び装置において新設等による増加はございましたが、当年度の除却等による減少と減価償却の年内増加分を下回り、有形固定資産の現在高の合計は24億9,484万6,152円で、対前年度マイナス4,023万円となりました。なお、固定資産の明細書は20ページにございますので、御参照にしてください。

続きまして、流動資産は3億9,083万625円で、対前年度プラス5,412万円、16.1%増となり、

その内訳につきましては、現金預金では3億7,314万2,819円、対前年度プラス6,244万円、未収金につきましては、1,735万1,336円で、これは工事負担金等ございまして、対前年度マイナス824万円となっております。なお、未収給水収益の水道料金につきましては905万989円となっております、そのうち平成24年度の現年度分の未収は661万9,740円で、3月末の収納率につきましては96.8%ございました。資産の合計は28億8,567万6,777円で、対前年度プラス1,389万円、0.5%増となりました。

負債の分につきましては、流動負債の合計が6,321万3,617円で、対前年度比30.6%増となっておりますが、これは水道事業会計を3月末で締め切ることにより発生した年度末完成の工事に対する請負の未払い金が主なものでございます。

資本の部におきましては、資本金では、自己資本金において積立金取り崩しによりまして400万円の増加がございまして、4億9,009万7,193円で、対前年度比0.8%増となりましたが、起債元金償還では3,307万8,711円の減少がございまして、2億4,657万9,064円で、対前年度比11.8%減となり、合計につきましては7億3,667万6,257円で、対前年度比3.8%減となりました。

剰余金につきましては、先ほど説明いたしました4ページの計算書のとおりでございまして、資本剰余金の合計は18億307万1,503円、利益剰余金の合計は2億8,271万5,400円で、剰余金合計では20億8,578万6,903円で、対前年度比1.4%の増となりました。

なお、資本の合計は、資本金と剰余金の合計でございまして、28億2,246万3,160円で、対前年度比0.03%減、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の28億8,567万6,777円で、対前年度比0.5%増という平成25年3月31日現在における貸借対照状況となりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。

8ページ以降につきましては、決算の附属書類でございますので、お目通しをお願いし、説明を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 平成24年度各会計の歳入歳出決算、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、平成24年度笠松町水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） 監査委員の小林でございます。

議長の御指名により、監査報告をさせていただきます。お手元の各決算等審査意見について御参照ください。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類を平成25年8月22日、26

日、27日の3日間にわたりまして、笠松町役場監査委員室において審査いたしましたので、御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも政令で定める書類の記載様式に準じて適正に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

本年度の一般会計の決算額は、歳入69億6,364万71円、歳出65億9,334万8,169円であり、前年度と比較すると、歳入で4.1%の増加、歳出で6.4%の増加となっておりました。これに各特別会計を加えた決算総額は、歳入123億7,928万6,262円、歳出117億7,291万575円であり、前年度と比較すると、歳入で4.2%の増加、歳出で5.4%の増加となっておりました。

また、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を減額し、基金積立金等を加算した実質単年度収支については、1億125万9,011円の赤字となっておりました。これは、後年度負担の増加に備えるための特定目的基金への積み立て、さらには新屋内運動場建設事業等の一般財源9,323万544円を繰り越したことによるものでございます。

今後においても、町財政は厳しい環境が引き続くものと考えられるため、行財政改革推進プランの基本方針に沿った行財政運営を行い、財政の健全化により一層努められるよう望むものであります。また、住民協働をさらに推進するとともに、住民と行政との役割分担をより明確にすることにより、合理的な行政運営を図られることを望むものであります。

一方、財政構造の弾力性をあらわします経常収支比率は87.3%で、昨年度より2.7%好転しております。財政の弾力性が向上したと言えます。

今後においては、経常一般財源の大半を占める税等の収納率の向上に努めるとともに、新たな施策展開による経常財源の確保が喫緊の課題とも考えられます。他方、人件費、扶助費、公債費などの経常的支出についても、将来的な財政運営を見きわめた上で、できる限り抑制することが望ましいと考えられます。今後とも中・長期的な計画に基づき、強い財政基盤を構築し、安定的で持続可能な財政運営を推し進められ、町の活性化と希望あるまちづくりを期待するものでございます。

なお、一般会計及び各特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりでございます。また、各種基金につきましても、それぞれ設置目的に沿って適正に運用処理されておりましたし、公有財産についても適正に管理されておりました。

最後に、財政健全化法の施行に伴い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月22日に審査いたしました。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類等についても適正に、かつ正確に作成されていることが認められ、健全

化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られていると判断します。

また、公営企業等の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されておられません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

引き続きまして、水道事業について御報告させていただきます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成25年8月26日、笠松町役場監査委員室において、平成24年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので、御報告申し上げます。

事業収益につきましては、給水戸数が前年度対比1.0%の増加でしたが、料金収入である給水収益は、前年度対比0.6%の減少となっております。収入総額は、前年度対比0.9%増加の2億2,515万1,309円となっています。

一方、事業費は支払い利息や原水及び浄水費が減少したものの、総係費や配水及び給水費が増加したことにより、支払総額は前年度対比2.1%増の2億554万1,182円となり、純利益は1,961万127円の黒字決算となっております。これは、経営の効率化、財政の健全化が図られてきた成果として評価できるものでございます。

なお、資本的収支においては、下水道整備工事に伴う水道管の支障移転工事費減少により、工事負担金は前年度対比35.8%の減少となっております。

今後の水道事業については、平成29年度までの水道事業経営計画による事業計画をもとに、基幹管路の耐震化、経年管の更新など、笠松町水道ビジョンの実現を目指し、安心・快適な給水の確保に努められ、さらに今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど、企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、水道料金滞納徴収業務の効率化、徴収率の向上などにより一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書をごらんください。

なお、審査に付された決算書類は、いずれも政令で定める様式にて水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第48号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、先議することに決しました。

第48号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 恐れ入りますが、野々垣隆さんについて、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長(岡田文雄君) 足立総務部長。

○総務部長(足立茂樹君) それでは、経歴ということだと思いますので、答弁させていただきます。

住所は月美町と書いてございますけれども、京都産業大学法学部を卒業後、昭和63年11月に司法書士試験に合格をされてみえまして、平成2年11月から現在、美笠通り1丁目でございます野々垣司法書士事務所にてお勤めになってみえる方でございます、公職歴では、ことしの4月からでございますけれども、空き家等適正管理審議会委員を御就任してやっただいております。以上です。

○議長(岡田文雄君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。明9月7日から9月16日までの10日間は議案精読のため休会とし、9月17日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、明9月7日から9月16日までの10日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長(岡田文雄君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

散会 午後1時59分

